

令和 5 年 2 月 24 日

資料提供先

福山市政記者クラブ
府中市役所記者クラブ
井原記者クラブ

人々が誇れる芦田川を目指して、
第Ⅱ期芦田川水環境アクションプランの評価を行います
～芦田川下流水質浄化協議会・幹事会の開催～

芦田川下流水質浄化協議会は、芦田川下流域の総合的な水質改善を目的に平成元年8月に設立され、5年ごとに計画を立て、令和4年3月に『第Ⅱ期芦田川水環境改善アクションプラン』を策定し、水環境改善に努めてきました。

この度、『第Ⅱ期芦田川水環境改善アクションプラン』の評価、その他情報提供を行うため「芦田川下流水質浄化協議会・幹事会」を下記のとおり開催します。

記

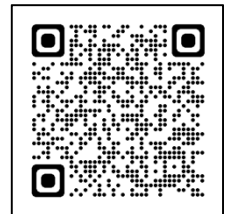
日 時：令和 5 年 3 月 3 日（金）14：00～16：00

場 所：一般社団法人広島県労働会館みやび 2階「鳳凰（松竹梅）」

（位置図参照）福山市南蔵王町4-5-18

参 考：第Ⅱ期芦田川水環境アクションプランについては、
福山河川国道事務所のホームページに掲載しています。

（QRコードを参照）



取材を希望される報道機関の方は、別添資料をご確認ください。

※今回の会議は公開で行いますが、傍聴席には限りがあり、先着順となりますので御了承下さい。

※新型コロナウイルス感染症対策として、座席間を確保するとともに、換気を行うなど、必要な対策を講じます。

<お問合せ先>

【芦田川下流水質浄化協議会事務局】

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

TEL (084) 923 - 2628

河川担当副所長 柏原 良彦（かしはら よしひこ）

調査設計第一課長 竹國 俊一（たけくに しゅんいち）

(別添資料)

芦田川下流水質浄化協議会・幹事会の取材について (報道の方へ)

協議会・幹事会及び注意事項等について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 開催日時

令和5年 3月3日(金) 14:00~16:00

2. 取材場所(会議開催場所、及び報道対応を行う場所となります。)

一般社団法人広島県労働会館みやび2階「鳳凰(松竹梅)」
福山市南蔵王町4-5-18

3. 会議の公開

・会議は傍聴席を設けています。

4. 報道関係者の受付

当日取材予定の方は、事前に事務局まで連絡をお願いします。

5. 取材に当たっての注意事項

事務局の指定した場所以外での撮影、取材は、ご遠慮ください。

傍聴席でのPC等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。

取材に必要な電源は、各社(各自)にてご用意ください。

携帯電話は、マナーモードにするか電源をお切りください。

会場では、着席の上、静粛に傍聴してください。

会場での飲食及び喫煙はご遠慮ください。

事故防止の観点から、取材にあたっては節度ある行動をお願いします。

手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。

会議の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従ってください。

当日はマスクの着用をお願いします。

熱がある方(37.5度以上)は取材・傍聴をお控え下さい。

上記項目が守られない場合、または会の妨げとなる行動と事務局が判断した場合、退室の
お願いをする場合もありますので、ご了承ください。

参考

芦田川下流水質浄化協議会

第27回協議会・第32回幹事会

日時：令和5年3月3日（金）14：00～16：00

場所：(社)広島県労働会館みやび 2F「鳳凰（松竹梅）の間」

会 議 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 出席者紹介
4. 議 事
 - 1) 開催趣意及び規約別表会員の名称変更
 - 2) 第26回協議会の議事報告
 - 3) 第Ⅱ期芦田川水環境改善アクションプランの実施状況
 - 4) 質疑応答
5. 閉 会

芦田川下流水質浄化協議会事務局
(国土交通省 福山河川国道事務所)

＜ 芦田川下流水質浄化協議会・規約 ＞

(名 称)

第 1 条 この協議会は、「芦田川下流水質浄化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、芦田川下流部の水質浄化・保全対策の協議・検討・実施を行なうことを目的とする。

(構 成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる会員によって構成する。ただし、協議会の議を経て構成人員を追加することができる。

(会 長)

第 4 条 協議会には、会員の互選により会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(協議会)

第 5 条 協議会は、会長が必要と認めるとき、これを招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(幹事会)

第 6 条 協議会に、協議会の会務を処理するために別表に掲げる幹事で構成する幹事会を置く。ただし、協議会の議を経て構成人員を追加することができる。

2 幹事長は、会長が協議会の議を経て定める。

(作業部会)

第 7 条 協議会に、協議会の会務を処理するため作業部会(ワーキング)を必要に応じて置くことができる。

(参考人からの意見聴取)

第 8 条 協議会は、会長が必要と認めるとき、委員以外(参考人)に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 9 条 協議会の事務は、国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所において行なう。

(雑 則)

第 10 条 この規約に定めるものの他、協議会に必要な事項は、会長が協議会に図って定める。

(附 則) この規約は、平成元年 8 月 24 日から施行する。

平成 14 年 7 月 31 日改正

平成 15 年 4 月 18 日改正

平成 17 年 1 月 14 日改正

平成 17 年 11 月 25 日改正

平成 18 年 11 月 29 日改正

平成 20 年 2 月 16 日改正

平成 22 年 2 月 5 日改正

平成 23 年 2 月 18 日改正

平成 24 年 2 月 14 日改正

平成 25 年 1 月 30 日改正

平成 26 年 2 月 12 日改正

平成 27 年 2 月 9 日 (別表会員の名称変更)

平成 28 年 2 月 8 日 (別表会員の名称変更)

平成 29 年 3 月 17 日 (別表会員の名称変更)

平成 30 年 2 月 26 日 (別表会員の名称変更)

平成 31 年 3 月 1 日 (別表会員の名称変更)

令和 2 年 2 月 17 日 (別表会員の名称変更)

令和 3 年 3 月 1 日 (別表会員の名称変更)

令和 4 年 3 月 3 日 (別表会員の名称変更)

別表

「芦田川下流水質浄化協議会」委員・幹事構成（案）

	委 員		幹 事		
福 山 大 学	名 誉 教 授	尾 島 勝			
福 山 大 学	大学教育センター 講 師	津 田 将 行			
芦田川環境マネジメントセンター	会 長	田 中 宏 行			
中国新聞社備後本社	代表補佐兼編集部長	久 保 木 要			
福山市芦田川漁業協同組合	代表理事組合長	小 林 茂 裕			
福山市農業協同組合	代表理事組合長	占 部 浩 道			
生 協 ひ ろ し ま	理 事	花 谷 夕 起 子			
福山松永ライオンズクラブ	地区糖尿病・献血・ 献眼・献腎・ 環境保全・ 保健福祉委員会 委 員 長	氏 平 祥 光			
広 島 県	環 境 県 民 局	環 境 保 全 課 長	環 境 県 民 局	環 境 保 全 課	水環境グループ主査
	土 木 建 築 局	河 川 課 長	土 木 建 築 局	河 川 課	参 事
	企 業 局	流 域 下 水 道 課 長	企 業 局	流 域 下 水 道 課	主 査
			東部厚生環境事務所 福山支所	衛 生 環 境 課	課 長
			東部建設事務所	管 理 課	課 長
岡 山 県	備 中 県 民 局	次長(地域政策部長)	備 中 県 民 局	地 域 政 策 部	環 境 課 長
	備 中 県 民 局 建 設 部	井笠地域建設部長	備 中 県 民 局	建 設 部	井笠地域管理課長
福 山 市	市 長		経 済 環 境 局	環 境 部	部 長
			建 設 局	土 木 部	部 長
			上 下 水 道 局	工 務 部	部 長
			上 下 水 道 局	施 設 部	部 長
井 原 市	市 長		市 民 生 活 部		部 長
			建 設 部		部 長
			水 道 部		部 長
府 中 市	市 長		建 設 部		部 長
			建 設 部	上 水 下 水 道 課	課 長
			建 設 部	環 境 整 備 課	課 長
国 土 交 通 省	中国地方整備局	河川部河川環境課長	中国地方整備局	河川部河川環境課	課 長 補 佐
	福山河川国道事務所	所 長	福山河川国道事務所		副 所 長
			福山河川国道事務所	調 査 設 計 第 一 課	課 長
			福山河川国道事務所	河 川 管 理 課	課 長

位置図

会場：（一社）広島県労働会館みやび 2階「鳳凰（松竹梅）の間」
広島県福山市南蔵王町四丁目5番-18号 Tel. 084-925-3800（代）

会場周辺案内図

